

建築物解体工事共通仕様書（平成 24 年版）・同解説の正誤表について

お手持ちの解体仕様書・同解説の奥付（最終ページ）の発行日をご確認いただき、下記により該当の「正誤表」による訂正をお願い致します。

平成 25 年 9 月 20 日発行「第 1 刷」は、第 2 刷の「正誤表」

平成 26 年 2 月 10 日発行「第 2 刷」は、第 2 刷の「正誤表」

建築物解体工事共通仕様書（平成 24 年版）・同解説 第 2 刷 正誤表

平成 26 年 8 月

頁	章	節	項	項名称	訂正箇所	誤	正
43	1	1	3	官公署その他への届出手続等	表 1.2 アスベスト欄	特定粉じん排出等作業実施届	特定粉じん排出等作業実施届 <u>(注)2</u> <u>(注)2. 特定粉じん排出等作業の実施の届出は、発注者が届け出なければならない。</u>
66	1	3	8	災害時の安全確保		なお、国土交通省においては、平成 6 年度から「建設工事事故データベース」を運用開始しており、平成 14 年度からデータベースの調査項目の充実を図り、直轄発注機関のほか、各都道府県政令指定都市及び公団に対して報告様式を送付している。この調査票では「一般事故用」のほか、 <u>工事事故の 60% を占める「足場墜落事故」「重機事故」「交通事故」の様式を定めており、各々「発注者用」「受注者用」の記載事項が設けられている。</u>	なお、国土交通省においては、 <u>「建設工事事故データベースシステム」を運用しており、直轄発注機関のほか、各都道府県政令指定都市、機構等が発注する公共工事で発注した一定規模以上の事故情報を収集して工事事故防止に向けた対策の検討・立案に利用している。また、このシステムの入力項目は、「発注者用」と「受注者用」の記載事項が設けられている。</u>
68				解体工事業者の登録及び技術管理者の職務等		第 31 条（技術者管理の <u>職務</u> ）	第 31 条（技術者管理の <u>設置</u> ）
87	3	5	1	内装材	(3)	(建設リサイクル法施行規則第 3 条第 4 項)	(建設リサイクル法施行規則第 2 条第 4 項)
88	3	7	1	屋根葺材		(建設リサイクル法施行規則第 3 条第 7 項)	(建設リサイクル法施行規則第 2 条第 7 項)
90	3	8	2	躯体の解体	(2) (iii) ⑦	上記①から④まで	上記①から⑥まで
109	3			参考	参考-3 解体機器の概要 (d) (2)	また、台車となる油圧ショベルの質量は 6tf から 2542tf 程度までである。鉄骨部材の形状・寸法、解体重機の重質量等に応じた安全性や作業スペースなどを考慮して、	また、台車となる油圧ショベルの質量は 6tf から 42tf 程度までである。鉄骨部材の形状・寸法、解体重機の質量等に応じた安全性や作業スペースなどを考慮して、
127	4	4	4	最終処分		埋立処分場	<u>最終処分場</u>
135	5	4	3	PCB を含む機器類	(a)	販売を中止が中止され	販売を中止が中止され <u>削除</u>
153	6	2		除去工事共通事項	表 6.5	作業の届出（工事直前まで）	作業の届出 <u>（工事直前まで）</u> <u>削除</u>
156	6	2	3	除去作業者	②	じん肺健康診断に基づく	じん肺法に基づく
168	6	5	1	養生等	(a)	養生シートをすき間なく用いて	養生シートを <u>用いてすき間なく</u>

頁	章	節	項	項名称	訂正箇所	誤	正
174	7	1	3	施工調査	(a)	表 7.2 に <u>施工調査・処理の</u>	表 7.2 に <u>特殊な建設副産物の調査項目の</u>
175	7	3	2	特定物質	(a) (1) (ii)	<u>(参考)</u>	<u>フロン回収・破壊法に基づくフロン回収の流れ</u>